

令和5年5月9日

生徒保護者及び御家族の皆様

愛知県立西尾高等学校長 鈴木 雅文

「教育活動の実施等のガイドライン」改訂に伴う主な変更点について（お知らせ）

学校保健安全法施行規則の一部改正により、新型コロナウイルス感染症が第一種感染症から第二種感染症に位置付けられたことに伴い、愛知県教育委員会の「教育活動の実施等のガイドライン」が令和5年5月8日から改訂されました。その主な変更点については下記のとおりです。その他、御不明な点がありましたら連絡先にお問い合わせください。

なお、「出席停止報告書（新型コロナウイルス感染症関係）」は廃止し、コロナ禍以前に用いていた「感染症罹患報告書」の提出をもって出席停止扱いとします。書式は本校ホームページにアップしますので、御確認ください。

## 記

### 1 「平時」の対策

- (1) 「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」、「清掃」等により、感染症対策を行う。平時には、これら以外に特段の対策を講じる必要はない。
- (2) 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とする。

### 2 「感染流行時」の対策

地域や学校において感染が流行している場合などにはマスクの着用を促すことや、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、身体的距離を確保することなどの感染症対策を一時的に講じることが考えられる。

### 3 出席停止の基準等の変更

- (1) 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日（発症日はゼロ日とする）を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
- (2) 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。
- (3) 発熱やのどの痛み、咳などの普段と異なる症状があることのみをもって出席停止とはしない（欠席になる）。ただし、生徒が新型コロナウイルスに感染している疑いや、感染する恐れがある場合は、校長判断により出席停止とすることができる。
- (4) 濃厚接触者の特定がされなくなるため、同居家族が感染していても、生徒本人の感染が確認されない場合は、直ちに出席停止とする必要はない。

連絡先 西尾高等学校 教頭（三浦、鈴木）

電話 0563-57-2270